平成２５年（フ）第２３０号
高知市西久万52番地20
債務者　山本　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８７号
高知市神田2291番地１
債務者　安藝香乃子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６６６号
東京都福生市志茂10番地９キャッスル福生403号室
債務者　野島　明弘
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７９０号
東京都日野市百草1042番地の17特別養護老人ホームあすなろ
債務者　石川　和歌
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７９２号
東京都東村山市本町３丁目８番地11ダイヤモンドパレス401
債務者　星　　元陽
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７２号
愛知県豊橋市森岡町14番地40　202
債務者　梅田　乙花（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２９４号
川崎市麻生区五力田２丁目19番５―404号
債務者　渡邉　則子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
川崎市幸区古川町49番地３　ホーユウコンフォルト新川崎301
債務者　内山　明美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
川崎市多摩区宿河原３丁目22番１号　第一池田荘202
債務者　古橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
川崎市宮前区野川2301番地９
債務者　輪田　裕美（旧姓吉沢）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
川崎市高津区新作２丁目１番７号
債務者　本村恵美子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
川崎市麻生区東百合丘４丁目１番23号　サンコーポD、前住所川崎市多摩区南生田１丁目19番２号　第３グランドハイツ205
債務者　伊藤　雅紀
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６９９号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目１番５―205号
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０８号
横浜市金沢区大道１丁目30番２―505号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８３号
神奈川県茅ヶ崎市平和町１番７号
債務者　小野　直利
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部